

資料 2

# 指定都市要件に係る 標準仕様書の修正点（案）

令和 5 年 3 月 2 8 日

# 目次

---

1. 住民記録システムにおける主な意見及び修正点
2. 印鑑登録システムにおける主な意見及び修正点
3. その他主なご意見と対応

# 1. 住民記録システムにおける主な意見及び修正点

- 住民記録システム標準仕様書における主な修正点について下記に示します。

#	主なご意見	修正のポイント	改定案
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定都市においては、支援措置対象者の区間異動時に、適用中の支援措置の残存期間を引き継ぐこととしてほしい</li> </ul>	<p><b>区間異動時に異動元区の支援措置情報を参照できる旨を追記</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>区間異動に伴い、再度支援措置の申出は必要であるものの、支援措置の申出時点で支援措置情報の利用目的を明確化することで、個人情報保護法に基づき、異動元区における支援措置情報を、異動先区において参照することは妨げられないと考えられる。そのため、残存期間等の支援措置情報を参照することは許容される旨を考え方として追記。</li> </ul>	<p><b>3.4 支援措置</b>  <b>【考え方・理由】</b>      (前略)      なお、10.3（操作権限管理）において、利用者ごとの表示・閲覧項目及び実施処理の制御ができることとしており、各市区町村の支援措置に係る事務の実情に合わせて、利用者ごとに端末画面上での住所を非表示とすることも妨げられていない。<u>また、支援措置の申出をした者が区間異動を行った場合、異動先区において異動元区で講じていた支援措置情報を参照することは、操作権限の工夫により可能とする。</u>      (後略)</p>

# 1. 住民記録システムにおける主な意見及び修正点

- 住民記録システム標準仕様書における主な修正点について下記に示します。

#	主なご意見	修正のポイント	改定案
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>サーバに市区町村コード便覧を管理し、支援措置の申出書転送に係る鑑文等に活用したい</li> </ul>	<p>指定都市のみではなく全体の要件として市区町村コード便覧をサーバに保持できない規定を削除</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>成年被後見人異動通知や支援措置の申出書転送に係る鑑文等に活用される可能性があることから、実装不可機能からは削除する。ただし、市区町村コード便覧については住民記録システム以外でも使用される機能であることから、本仕様書の対象外として整理し、実装必須機能や標準オプション機能としての記載はしない。</li> <li>成年被後見人異動通知の諸元表において役場住所を宛名として印字すると規定していることから、帳票の宛名として当該市区町村コード便覧を活用して印字することも可能である。</li> </ul>	<p><b>4.0.6 本籍入力補助</b>  <b>【実装不可機能】</b>  <del>サーバに市区町村コード便覧を持ち、各端末から本籍地の市区町村名と所在地が印字・出力できること。</del></p> <p><b>【考え方・理由】</b>    (前略)    戸籍の附票記載事項通知は、システム上で通知することとなり、本籍地の市区町村の所在地を把握するニーズがなく、必要であれば、インターネット等で確認できるため、サーバに市区町村コード便覧を持ち、本籍地の市区町村名と所在地を印字・出力する必要はない。</p>

# 1. 住民記録システムにおける主な意見及び修正点

- 住民記録システム標準仕様書における主な修正点について下記に示します。

第17回分科会以降の追加ご意見への対応

#	主なご意見	修正のポイント	改定案
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>メモの管理について、個人が複数の案件を抱えることがあるため、それぞれの案件での管理をしたい。</li> </ul>	<p><b>指定都市のみではなく全体の要件としてメモを複数に分割できることを明記</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>案件といった単位は住民記録システム内に想定されないが、基本データリストの内容に従って出力※されれば個人において複数に分割したメモの保持は可能であると考えられるであるため、【考え方・理由】に明記する。</li> </ul>	<p><b>1.1.15 メモ</b>  <b>【考え方・理由】</b>          中核市市長会ひな形では抑止設定に限定してメモ機能を記載しているが、準構成員からの意見を踏まえ、メモ機能については、1.1.14（統合記載欄）に記載したものの以外の証明書に出力しない事項について、限定せずに記載できる機能とした。  <u>また、メモは個人単位で保持しているメモを複数に分割して管理することも可能である。</u>          なお、個人情報保護の観点にも十分留意の上で記載することが重要である。</p>

※ 基本データリストにおいて、履歴番号を保持することができ、それぞれでメモ削除フラグ（メモが削除されたかどうかを表す区分（0：削除ではない、1：削除））を持つ旨規定されている。

# 1. 住民記録システムにおける主な意見及び修正点

- 住民記録システム標準仕様書における主な修正点について下記に示します。

第17回分科会以降の追加ご意見への対応

#	主なご意見	修正のポイント	改定案				
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民異動届受理通知について、指定都市においてはその人口規模の大きさから処理件数が多く、そもそも出力し忘れないような仕様とする必要があるため、本人確認の有無等の条件にて、自動で発行されるようにしてほしい。</li> </ul>	<p><b>当該処理においてアラートを追加</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(本人確認の有無について管理していないため現状の機能では自動判別は不可であるが、) 仮に本人確認の有無項目を設けて自動発行させた場合であっても、出力すべきである旨を操作者が認識していない場合は印刷されたまま放置される可能性がある。そのため、処理件数の多い指定都市においては該当する処理後にアラートを出す機能を設ける。</li> </ul>	<p><b>4.1.0.3 住民異動届受理通知</b>  <b>【実装必須機能】</b>        転入届、転居届、転出届及び世帯変更届並びに転出証明書に準ずる証明書を交付する場合の手續において、現に届出の任に当たっている者と届出者本人が異なる場合等、住民異動届受理通知を任意で出力することができること。  <u>また、指定都市においては、当該手續において住民異動届受理通知を出力するか否かを選択するためのアラートを出力できること。</u>        (後略)</p> <p><b>11.1 エラー・アラート項目</b></p> <table border="1"> <tr> <td><u>37</u></td> <td><u>転入届、転居届、転出届及び世帯変更届並びに転出証明書に準ずる証明書を交付する場合</u></td> <td><u>住民異動届受理通知を出力する可能性がある手續となります。住民異動届受理通知を出力しますか。</u></td> <td><u>4.1.0.3</u></td> </tr> </table>	<u>37</u>	<u>転入届、転居届、転出届及び世帯変更届並びに転出証明書に準ずる証明書を交付する場合</u>	<u>住民異動届受理通知を出力する可能性がある手續となります。住民異動届受理通知を出力しますか。</u>	<u>4.1.0.3</u>
<u>37</u>	<u>転入届、転居届、転出届及び世帯変更届並びに転出証明書に準ずる証明書を交付する場合</u>	<u>住民異動届受理通知を出力する可能性がある手續となります。住民異動届受理通知を出力しますか。</u>	<u>4.1.0.3</u>				

## 2. 印鑑登録システムにおける主な意見及び修正点

- 印鑑登録システム標準仕様書における主な修正点について下記に示します。

#	主なご意見	修正のポイント	改定案
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定都市においては、区間異動時に登録を抹消している指定都市はないと想定されることから、【実装必須機能】としてほしい</li> </ul>	<p><b>実装必須機能に類型変更</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各指定都市の条例を確認した結果、いずれの指定都市においても、転出区での印鑑登録情報を転入区側に引き継ぐ運用が想定される規定があったことから、当該機能については実装必須機能に類型変更する。</li> <li>一方で、他の区に住所異動を行った際に、転出区における印鑑登録は抹消するものの、転入区における申請の受付を要することなく、転入区において転出区において登録していた印鑑を登録するという特例を設けている団体等もあったことから、「登録を抹消せず」の文言を削除することとする。</li> </ul>	<p><b>4.2.2住民記録連動抹消</b>  <b>【実装必須機能】</b>    (中略)  <b>【標準オプション機能】</b>    指定都市の区間異動（区間転入）の場合は登録を抹消せず、転出区での印鑑登録情報を転入区側に引き継ぎ利用できること。</p>

## 2. 印鑑登録システムにおける主な意見及び修正点

- 印鑑登録システム標準仕様書における主な修正点について下記に示します。

第17回分科会以降の追加ご意見への対応

#	主なご意見	修正のポイント	改定案
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>人口規模や業務負担を考慮して、審査・決裁に必要となる挙証情報が一つの帳票内で確認できるようにしてほしい。EUC機能や照会画面での対応では難しいと想定される。</li> </ul>	<p><b>指定都市のみではなく全体の要件として印鑑登録原票確認票にて余白部分を自由に利用できる旨を追記</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民記録システム標準仕様書「20.3.1 法第24条の2 第3項の規定に基づく通知がされた場合の転入届/転居予約を利用した転居届」と同様に、印鑑登録原票確認票についても、余白欄は各自治体の裁量によって自由に利用してよいものへ変更する。</li> </ul>	<p><b>20.3.1 印鑑登録原票確認票・印鑑登録原票（除票）確認票</b>  <b>【実装必須機能】</b>      印鑑登録原票確認票について、別紙の帳票一覧・レイアウト次 に示すレイアウトに従い、直接印刷により出力できること。異動履歴を記載するかどうかを選択でき、記載することを選択した場合、1 異動 1 葉とする方式（過去の履歴が必要であれば複数葉出力する。）で発行すること。  <u>本様式の余白欄については本仕様書では規定しない。</u>      また、抹消に当たっては、表題を印鑑登録原票（除票）確認票とし、「除票」であることが判別できること。      性別については、自治体にて定めた条例にて印鑑登録原票における管理項目としていない場合、項目を表示しないこと。</p>



### 3. その他主なご意見と対応 | 住民記録システム

章	項番	意見			対応	
		修正前	修正後	理由	分類	対応方針
第3章 機能要件	11.1 エラー・アラート項目	【エラー番号20】 「支援措置対象者の個人について、異動処理、照会処理を実行しようとした場合」	エラーではなくアラートとする、又は「照会処理」の文言を削除する。	異動処理・照会処理を行う度に支援措置責任者へ連絡し、抑止解除をする運用は、煩雑になり過ぎて大変困難であるため、エラーではなくアラートにしていきたい。	対応なし	支援措置情報の取扱いは慎重を期すため、支援措置対象者情報の異動入力や照会処理を行う際に、支援措置責任者の許可が必要としているもの。 アラートが表示されているにも関わらず証明書を出力してしまう事例が多数見受けられることから、エラーとして取り扱うこととして整理している。 指定都市に限り当該制限を外すことは許容されない。
第4章 様式・帳票要件	20.3.2 転出証明書・ 20.3.3 転出証明書に準ずる証明書	—	「個人番号カードの交付の有無」を追加	カード情報の変更の案内を確実にを行うために必要	対応なし	個人番号カードの交付を受けている者は、住基法第24条の2の転入届の特例が適用されるため、転出証明書情報が通知され、カードの発行日及び有効期間の情報が転入地市町村に引き継がれることから、個人番号カードの交付を受けている者であるか否かを判別することができる。（標準化後の住民記録システムにおいては、異動者に個人番号カードの交付を受けている者がいる場合に通常の転出処理を行う場合、アラートが出る仕様となっている） このため、転出証明書を添えて転入届を行う者は、個人番号カードの交付を受けていない者となる。 また、標準化対応がなされる令和8年度以降においては、個人番号カードが今以上に普及することが見込まれ、転出証明書を添えて転入届を行う者は現在よりも少なくなることが想定される。このため、転出証明書情報が通知されず、転出証明書を持参した者については、個人番号カードの交付の有無を統合端末で確認する等の対応も考えられる。 上記の点から、転出証明書に個人番号カードの交付の有無を記載することとはしない。

### 3. その他主なご意見と対応 | 住民記録システム

第17回分科会以降の  
追加ご意見への対応

章	項番	意見			対応	
		修正前	修正後	理由	分類	対応方針
第3章 機能要件	1.2.2 異動事由	—	「○修正の事由」に「区間異動」を追加する。	<p>区をまたがる異動については、政令指定都市によっては印鑑登録を抹消するようなところもあり、その他にも区をまたがることによって系統的に動作の違いを設けることが想定されるため、区をまたがる異動については転居とは別の異動事由を設けた方が、シンプルなシステム構築につながると思われる。</p> <p>区間異動に関しては、取扱こそ各自治体で異なるが、異動事由としての利用度は高く、一つで転出入が処理できる機能は行政事務効率化として必要と考える。また、この概念を標準仕様書に取り入れることにより、オンライン申請においても政令指定都市では不必要な転出入の案内をすることについても検討が深まると考える。基本的な機能として転出入の一括処理とし、その他事項はパラメタ等で設定することによりベンダロックインは防ぐことができる推測する。</p>	対応なし	<p>用語集にあるとおり、区間異動は住基法上は「転居ではなく転出入」である。</p> <p>運用上必要な場合において、転出入の異動事由コード及び付随する区分にマッピングできるのであれば、区間異動の異動事由コードを設けて管理することは否定しない。</p> <p>なお、区間異動の際に転出区での印鑑登録情報を転入区側に引き継ぎ利用することは印鑑登録システムにて【実装必須機能】として認めているところである（第17回分科会より）。</p> <p>以上を踏まえ、異動事由としては引き続き国内転出・国内転入を利用されることとする。</p> <p>なお、画面遷移等で当該処理を連続して（一連の流れで）行うことは画面要件等で許容される。</p>

### 3. その他主なご意見と対応 | 住民記録システム

第17回分科会以降の  
追加ご意見への対応

章	項番	意見			対応	
		修正前	修正後	理由	分類	対応方針
第3章 機能要件	1.1.15 メモ	—	抑止設定等に係る資料をスキャナで電子化したPDFファイル等をメモ情報に添付してシステム上で管理できること。	標準仕様書には「これからのデジタル社会においてあるべき姿（電子化・ペーパーレス化）を視野に標準を設定する」ものとされています。本市では現在、市民とのやり取りを記録した資料等をスキャンしてPDFファイル等に電子化してシステム上で管理し、ペーパーレス化を図っています。標準仕様書に対応する際もこの取り組みは継続したいと考えています。	対応なし	添付ファイルを保存しているフォルダ等のリンクをメモにテキスト形式で保存する等で代替されたい。 なお、DVに関する機能について住民記録システム以外のシステムでのデータベースの構築をしている場合は、当該システムにおいて管理することは可能である。  ※なお、デジタル庁の横並び方針として全体のシステムにおけるメモの添付ファイルの在り方が示された場合は検討する。
	1.3.3 住所辞書管理	—	市区町村内の住所辞書について、独自の住所辞書を使用する。	本市では現在、住所辞書として市内住所辞書と市外住所辞書があり、市内住所辞書では、過去の住所コードの管理や、住居表示実施前に住所コードの追加等を行っています。住所辞書を全国的に提供するものに統一するために、現在市内住所辞書で行っていることが可能か確認させていただきたい。不可能な場合は、【実装してもしなくても良い機能】として、市内住所辞書の管理を可能としていただきたい。	対応なし	過去の住所コードを保持されたいというご意見であると理解したが、現在全国的に提供されている住所辞書において、過去の住所コードを保持しているものもあるため、そちらで実装されたい。

### 3. その他主なご意見と対応 | 住民記録システム

第17回分科会以降の  
追加ご意見への対応

章	項番	意見			対応	
		修正前	修正後	理由	分類	対応方針
第3章 機能要件	4.1.3.0.2 転 出先入力	転出先住所 (予定)の 情報が入力 でき、市区町 村のみの入力 にも対応でき ること。	転出先住所 (予定)の情 報が入力でき、 市区町村のみ、 又は都道府県 のみの入力にも 対応できること。	転出時、まだ都道府県までしか予 定が立っていない場合があります。 転出先市区町村又は転出先の区 が定まらない転出届を拒否する法 律上の根拠がなく、また、記載の強 制が虚偽記載を誘発する懸念があ ります。	対応なし	特例転入を利用した転出届においては、転出証 明書情報の送付先を確定する必要があることも踏 まえ、市区町村名の入力が必要である。 また、転出先住所において都道府県までしか予定 が立っていない場合は、転出する先が決まってい ないとみなすしかない。住所とは生活の本拠を指す という前提である以上、転出する先が決まってい ないことは生活本拠が移る蓋然性がないと判断される。 あくまで、転出先住所の見込み又は予定が定ま ってから転出届を出すように促すべきである。 なお、転出先住所について変更はあり得るため、 虚偽記載になることはない。 加えて、令和3年の法改正によってオンラインでの 転出届が前提となり、転出の届出について場所の 制約がなくなるメリットから、転出先住所が定ま ってから出すことも可能になることが考えられ、当該懸 念点は一定程度解消していくと認識している。

### 3. その他主なご意見と対応 | 住民記録システム

第17回分科会以降の  
追加ご意見への対応

章	項番	意見			対応	
		修正前	修正後	理由	分類	対応方針
第4章 様式・帳 票要件	20.0.1 様式・ 帳票全般	—	不在住証明書を直接印刷により出力できること。	本市では不在住証明書の交付を行っていますが、業務効率向上の観点からシステムから出力しています。	対応なし	不在住証明書については当該証明の申請者は「不在住」であることから、住民記録システムにおいて管理されている情報はない（住民票の除票にあることを証明したい場合は、除票の写しの発行を申請すべき。）ため、住民記録システムから出力する帳票として定義することは不適當である。
		—	住居表示変更証明書を直接印刷により出力できること。	本市では住居表示変更証明書の交付を行っていますが、業務効率向上の観点からシステムから出力しています。	対応なし	自治体独自の行政証明については住民記録システムの対象外。 なお、「住居表示証明書」において証明される内容は、対象者氏名と実施前後の住所、実施日であることが想定されるところ、 ・住民記録システムより出力される帳票として「住居表示決定通知書」があり、当該帳票は実施内容を示した市区町村からの通知であるため、こちらを住居表示の証明とすることが可能と想定される。 ・住民からの請求に対して市区町村窓口で交付する証明書としては、1.0版全国照会回答のとおり住民票の写し・住民票記載事項証明書で対応可能である。 ・上記帳票では足りない情報等を「住居表示証明書」において証明されたい場合かつ当該帳票をシステムから出力されたい場合は、別途システムを構築することで対応可能である（行政証明は住民記録システムの対象外としているため。）。 上記の整理から、住居表示変更証明書については本仕様書において規定しない。

### 3. その他主なご意見と対応 | 住民記録システム

第17回分科会以降の  
追加ご意見への対応

章	項番	意見			対応	
		修正前	修正後	理由	分類	対応方針
第4章 様式・帳 票要件	20.0.1 様式・ 帳票全般	—	住民記録システムに帳票要件として登載要望している「学校教育法施行令第5条及び第6条に基づく通知」について、義務教育学校に対応した通知が出力できること	本市では、転入を含む通学区域の変更があった場合、学校教育法施行令第5条及び第6条に基づく通知（以下「就学通知書」という。）を学齢簿システムではなく、住民記録システムから行い、住民登録や戸籍等の手続きの管轄している部署で対応しているところである。 現在、住民記録システムから出力される就学通知書の「学年」等が正しい表記で出力されず（例：就学通知書を義務教育学校8年生に対して交付する場合、現行では「第2学年」として表記されてしまう）、後日教育委員会から対象世帯宅へ送付しているが、転入手続きと同日付で転校手続きに向かいたい保護者もいることから、市民サービス向上のため、義務教育に対応した通知を出力できるようにするもの	対応なし	住民記録システムの範疇外。 なお、学齢簿システムへ情報を連携し、画面遷移等で連続して（一連の流れで）当該通知を出力することは画面要件等で許容される。

### 3. その他主なご意見と対応 | 戸籍附票システム

第17回分科会以降の  
追加ご意見への対応

章	項番	意見			対応	
		修正前	修正後	理由	分類	対応方針
第3章 機能要件	4 異動 4.0.3 審査・ 決裁	異動入力した内容は仮登録状態として、審査（決裁）により本登録とする。	戸籍届出等の事務について、戸籍システムにおける戸籍異動処理（決裁）情報を連携し、戸籍附票における職権記載等の本登録が自動的にできること。	戸籍の附票の審査（決裁）のために戸籍で実施した作業と同様の作業を要する内容となっているため、手間が増えるのではないかと懸念している。	対応なし	戸籍情報システムにおける決裁をもって、自動的に戸籍附票システムの決裁とすることは、審査・決裁の概念より許容できないため。 ただし、すでに標準仕様書に記載のとおり、戸籍の附票事務として事務の独立性を確保した上で、同時に審査・決裁を完了する等の工夫により、事務の効率性を担保することは許容している。
	5 証明 5.4 発行番号	【実装不可機能】発行された庁舎等を証明書に印字することができること。	【実装必須機能】に変更	政令指定都市の場合は、各区間で相互に証明発行可能としている政令市が多いと思われる、発行場所の庁舎等を印字することは必須であると思われるため。	対応なし	指定都市においても、発行された庁舎名等を証明書に印字する機能については、発行番号により発行場所が分かるため不要。
	7 連携 7.2 庁内他業務連携 7.2.1 他の標準拠システム等への連携	【実装不可機能】戸籍附票システムにおけるコンビニ交付に対応する場合及び3.2支援措置における連携をする場合を除き、本籍地と住所地が同一の市区町村の者の異動時において、住所情報や住民票コードの情報を住民記録システムから直接受信できること。	【標準オプション機能】に変更	管内での異動情報は現行どおりの連携処理で可能としなければ現在よりも業務量が増え、事務処理時間の増大につながり、他の兼務する事務へも影響を与えるため。	対応なし	戸籍附票システムと住民記録システムとの連携は、デジタル手続法第10号施行日以降、CSを通じて実現され、当該機能があれば十分であるため、指定都市に限り許容すること等はできない。